

県立自然公園内における行為の許認可事務について

「栃木県立自然公園条例（以下、「条例」という。）」に基づき、「前日光県立自然公園」の区域内で行う行為について、許可の申請や届出の提出等、許認可に係る事務について説明します。

1. 始めに

（１）自然公園とは

自然公園とは、国や県を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用を図るため、国や県が一定の地域を指定し、管理しているものです。

自然公園には、国（環境大臣）が指定する「国立公園」および「国定公園」と、都道府県（知事）が指定する「都道府県立自然公園」があります。

このうち、鹿沼市では「前日光県立自然公園」が指定されています。

（２）自然公園の保護と利用について

自然公園の面積は広範囲にわたっており、自然公園の地域は国または都道府県が土地所有権や使用権を有しているか否かに関係なく指定されるため、地域内の産業や財産権との調整を図りながら、自然の風景地の保護と適正な利用を図る必要があります。

このため、自然公園では、その景観の優索性や自然状態の保持の度合いに応じて、地域を「特別保護地区」「特別地域」「普通地域」に区分し、その地域における自然の風致景観に影響を与える行為（例 工作物の新・改・増築、木材の伐採、鉱物の掘採等の現状変更行為など）に対して、規制が設けられています。

また、国民の保健、休養および自然との豊かなふれあいの場として自然公園の利用を増進するため、自然公園にふさわしい利用施設（歩道、休憩所、駐車場、ビジターセンター等）の整備や自動車等の乗り入れ規制等の適正な利用を図っています。

（３）前日光県立自然公園（以下、「県立自然公園」という。）について

保護規制区域	鹿沼市入栗野、草久、上粕尾および上久我の一部
面積	10,982 ヘクタール※ 内訳 特別地域 1,756 ヘクタール 普通地域 9,226 ヘクタール
指定年月日	昭和 30 年 3 月 25 日

※日光市分含む

2. 事務の内容について

以下の事務については、本市が窓口となります。

- ・ 県立自然公園の特別地域内における行為の許可等の申請受付、審査
- ・ 県立自然公園の普通地域内における行為の届出等
- ・ 必要に応じて、上記行為に係る禁止や制限、中止等の措置命令 など

※県立自然公園の区域指定等については、引き続き、栃木県自然環境課または県西森林環境事務所が窓口となります。

(1)「許可の申請が必要な行為」について（参照：条例第 12 条第 3 項）

ここでは、県立自然公園の特別地域内にて、許可の申請が必要となる主な行為について記載します。

◇主な行為について◇

- 工作物の新・改・増築
- 木材の伐採、鉱物の掘採、河川・湖沼等の水位・水量の増減
- 土地の開墾や土地の形状変更、水面の埋め立て・干拓
- 指定植物の採取・損傷
- 広告物等の設置・掲出・表示
- 屋外における指定物等の集積・貯蔵
- 屋根、壁面等の色彩変更 など

◇行為の許可基準について◇

行為の許可基準については、「栃木県立自然公園条例施行規則（以下、「規制」という。）第 15 条の 2 に規定されています。

※「行為の許可基準」については、行為ごと詳細な基準が規定されています。詳しくは、事前相談にて確認するようお願いします。

(2)「届出が必要な行為」について（参照：条例第 14 条第 1 項）

ここでは、県立自然公園の普通地域内にて、届出が必要となる主な行為について記載します。

◇主な行為について◇

- 一定規模以上の工作物の新・改・増築
- 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減に影響のあるもの
- 広告物等の設置・掲出・表示
- 土地の形状変更、水面の埋め立て・干拓
- 土石の採取・鉱物の採掘 など

◇留意事項◇

条例第 14 条第 2 項に基づき、届出者に対して、当該行為の禁止、制限、または必要な措置をとるべき旨を命ずる場合があります。

3. 事務の手続きについて

(1) 事前相談について

県立自然公園の区域内にて、許可の申請や届出を必要とする行為を行う場合は、観光交流課まで、事前に相談してください。

事前相談では、主に、以下の項目等を確認しますので、必要な図書等を持参してください。

◇主な確認項目◇

- 行為者および行為地（場所）について
- 行為の内容および時期について
- 行為の目的、行為の手法（工事手法等）について
- （申請書等がある場合）記載事項の確認 など

※許可等の判断に時間を要する場合（現地調査を要する等）や必要に応じて、新たに資料の提出をお願いする場合があります。

※行為着手制限期間として、特別地域内の行為については許可を受けるまで、普通地域内の行為については届出をした日から起算して 30 日を経過するまでは当該行為に着手できませんので、ご注意ください。

（２）許可の申請、届出について

行為の許可申請書や届出書については、規則に定められた様式（Word または PDF）があります。事前相談の際にお問い合わせください。